

【利用者向け】 柏市障害者グループホーム入居者家賃給付のご案内

障害者グループホームの入居障害者に対して、実際に支払った家賃(原則特定障害者特別給付費を差し引いた額)の2分の1の額(100円未満の端数切り捨て)を月額25,000円を上限に家賃給付費として支給することにより、障害者の自立及び生活の支援を図ります。柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費支給規則に基づく、柏市独自の制度です。

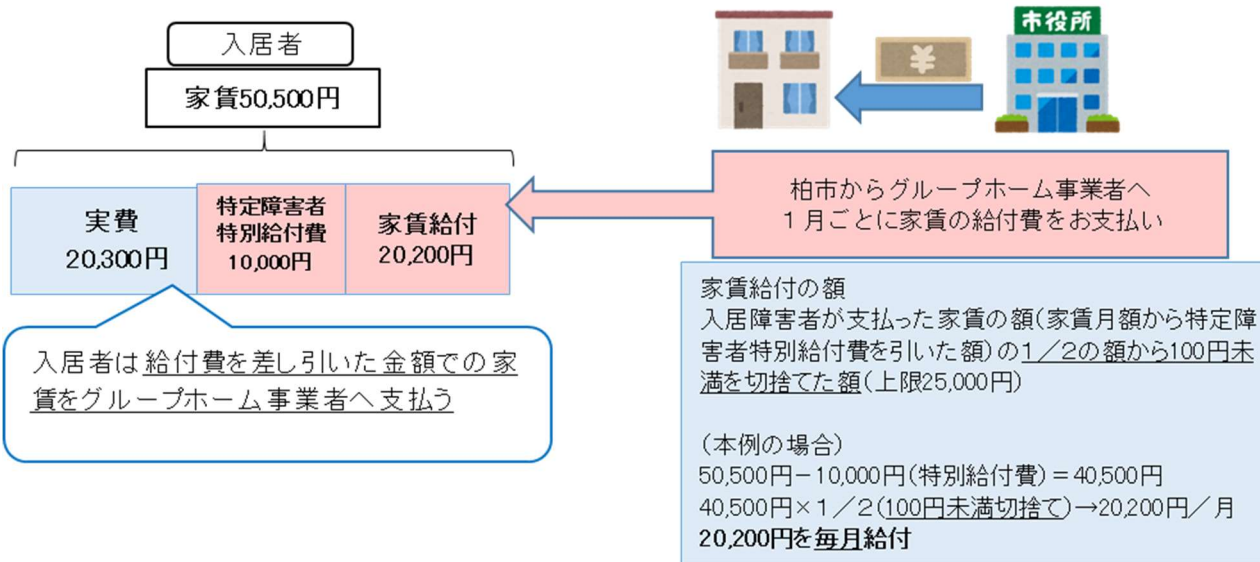
対象者	以下の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市が共同生活援助の支給決定をしていること ・ 入居家賃を負担していること ・ 生活保護を受けていないこと ・ 家賃給付費の支給決定期間の初日の属する年度の市町村民税(特別区民税を含む。)が非課税であること 	
給付額	入居障害者が支払った家賃の額(家賃月額から特定障害者特別給付費を引いた額)の2分の1の額に相当する額から100円未満の端数を切捨てた額(上限額は月額25,000円)	
支給申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームへの入居後、家賃給付費の支給申請手続きをお願いします。<u>体験利用する方は体験利用終了後、本入居される方は入居日が確定した時点</u>でご提出をお願いします。 <p>■家賃給付費支給申請に必要な書類■</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費支給申請書(指定書式) ② <u>共同生活住居契約家賃額証明書(指定様式)</u> <u>※ただし、指定様式の内容を充足している証明書も代用可</u> ③ 柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費代理受領委任状兼受任届 ④ 個人情報の取り扱いに係る同意書 ⑤ 福祉サービス受給者証(任意提出) 	
その他 ※次の場合には、届出書の提出をお願いします。	家賃額の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届(指定書式) ・ <u>家賃額証明書</u>の他、当該変更を証する書面
	入居グループホームの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届(指定書式) ・ <u>家賃額証明書</u>の他、当該変更を証する書面 ・ 柏市障害者グループホーム入居者家賃給付費代理受領委任状
	生活保護の受給開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失権届(指定様式)、保護証明書
	退去したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退去届(指定様式)

■家賃給付の流れ

家賃給付については、1月ごとに、柏市からグループホームへお支払いします（代理受領）。

⇒入居者様がグループホームにお支払いする家賃は、給付額を差し引いた金額になります。

【例】家賃額 50,500 円の場合



「グループホーム家賃給付」について、福祉サービス受給者証に印字されます

給付費をお支払いする際に必要となりますので、グループホーム事業所へ御提示をお願いいたします。

【例】

(地)

地域生活支援サービスの支給決定内容	
障害支援区分	区分1
認定有効期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
サービス種別	グループホーム家賃給付
支給量等	グループホーム家賃給付 2500 単位/月
支給決定期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※1 単位 = 10 円換算 (例 : 2500 単位 / 月 = 25,000 円 / 月)

■問合せ先

柏市福祉部 障害福祉課 福祉サービス担当 請求班

04-7167-1111 (内線408)